

矢巾町農業委員会総会第4回議事録

1 開催日時 令和3年4月20日(火)午前10時00分～

2 開催場所 矢巾町役場 4階 大会議室

3 出席委員(15名)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸蔵
	8番	藤原啓師
	9番	吉田力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男
	7番	藤井満 <欠席>

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	会議録書記の指名
日程第3	会期の日程
日程第4	業務の経過報告
日程第5	報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について
日程第6	報告第2号 農地法第5条の規定による市街化区域内農地の届出受理取消願 について
日程第7	報告第3号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について
日程第8	報告第4号 専決処理事項報告について
日程第9	報告第5号 農業委員会事務局職員の任免について
日程第10	議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定 について
日程第11	議案第2号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否 決定について
日程第12	議案第3号 農地法の適用外証明願に対する許否決定について

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日程第 1 3 | 議案第 4 号 | 農地法第 4 条の規定による農地法の転用許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 号 | 農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 6 号 | 農用地利用集積計画に対する意見決定について |
| 日程第 1 6 | 議案第 7 号 | 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について |
| 日程第 1 7 | 議案第 8 号 | 矢巾町職員希望降格取扱規程を制定する訓令について |

5 農業委員会事務局

事務局長	高 橋 保
係長	照 井 和歌子
主任主事	藤 原 佳芳里
産業観光課	
係長	佐 藤 寿 信

6 会議の概要

議長

ただいまから、令和3年第4回矢巾町農業委員会総会を開催いたします。
本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。
議案の朗読は、標題のみとし、時間を短縮して進行してまいります。
質問、意見や討論等発言の際は挙手により、発言の意思表示をお願いします。
また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べた上で発言くださるよう、よろしく願いいたします。
本日の会議は、7番藤井満委員は欠席する旨連絡がありました。
ただいまの出席委員は15名であります。
定足数に達していますので、会議は成立いたします。
それではあらかじめ皆さんにお配りしている日程により進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで当職より指名をいたします。
5番藤原弘也議員、6番藤原幸蔵委員、8番藤原啓師委員をお願いいたします。
日程第2、書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

異議なしということで、当職より指名をいたします。
農業委員会事務局照井和歌子係長をお願いいたします。
日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

議長

それでは本日1日と決めます。
日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについては当職よりご説明をいたします。
業務報告の計画でございますが、コロナの関係で会議等が非常に少なくなりました。3月23日に矢巾町農業経営体連絡協議会を行い、決算報告、事業計画の内容となりました。

それから、3月29日に矢巾町農業対策会議委員会と矢巾町農業祭実行委員会に出席しました。現在のコロナの関係により、新年度の計画は暫定的なものになるとの説明がありました。

その他につきましては、あらかじめお配りしておりますとおりでございます。
何か質疑がありましたら挙手を願います。

《なしの声》

議長 ないようですので、次に進みます。

日程第5、報告第1号農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。

議題について、事務局により、朗読させます。

事務局 《報告第1号 朗読》

議長 補足説明がありましたら、ご説明を許します。

事務局 ありません。

議長 それでは、質疑がありましたら挙手をお願いします。

《なしの声》

議長 ないようですので、次に進みます。

日程第6、報告第2号農地法第5条の規定による市街化区域内農地の届出受理取消願いについて、を議題といたします。議題について事務局より朗読させます。

事務局 《報告第2号 朗読》

議長 補足説明がありましたら、説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

報告第2号について、補足説明させていただきます。

こちらの案件については、市街化区域内の農地転用に住宅を建設する予定で農地転用の届出を提出していましたが、受理した後に、土地の売買契約が不成立となったため、農地転用の届出受理を取り消しとするものです。

また、こちらの農地に関しましては報告第3号で、同じ農地につきまして不動産会社が購入し、住宅を建設する届出書が提出済みとなっております。

以上でございます。

議長

それでは、質疑がありましたら挙手をお願いします。

《なしの声》

議長

ないようですので、次に進みます。

日程第7号、報告第3号農地法第18条の規定による農地合意解約についてを議題といたします。

議題について、事務局より朗読をさせます。

事務局

《報告第3号 朗読》

議長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

報告第3号につきまして補足説明させていただきます。

番号1番から6番につきまして、こちら中間管理を通して貸借を行っていたものですが、町道の拡幅により貸借の面積から除外するため、農地の一部を解約したものでございます。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら、挙手を願います。

《なしの声》

議長

ないようですので、次に進みます。

日程第8、報告第4号専決処理事項報告についてを議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <<報告第4号 朗読>>

議長 それでは質疑がありましたら挙手を願います。

<<なしの声>>

議長 ないようですので、次に進みます。
日程第9、報告第5号農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたしま
議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <<報告第5号 朗読>>

議長 それでは、補足説明がありましたらこれを許します。

事務局 ありません。

議長 それでは、質疑に入ります。
質疑がありましたら、挙手を願います。

<<なしの声>>

議長 ないようですので、次に進みます。
日程第10、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する
許否決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。

事務局 <<議案第1号 朗読>>

議長 補足説明がありましたらこれを許します。

事務局 はい、議長。

事務局 議案第1号につきまして補足説明させていただきます。
お手元の別添農地法第3条調査書をご覧ください。
こちらにありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないと思われ
ることから、1番から4番の案件につきまして、許可要件を全て満たしているもの
と考えております。
番号1番につきましては贈与となっており、こちらは親族間でのものになりま

〇〇さんは〇〇さんの〇〇にあたります。

もともこの農地は、〇〇さんのご両親が亡くなられた際に、〇〇さんに相続をする意向でございましたが、〇〇さんに相続権がなかったために、〇〇さんが相続しました。

今回、〇〇さんが耕作面積を減らすこととなったため、〇〇さんへの贈与を行うこととなりました。

続きまして、番号2番につきまして、金額が他と比べて低くなっております。

こちらはもともと農地の半分が耕作放棄地となっておりまして、樹木等があった状態でした。

こちらの農地を〇〇さんが木の伐根等を行い、農地に復旧させたことにより、作業料金を相殺するため、このような金額となっております。

続きまして番号4番につきまして、耕作者の住所地、〇〇在住となっております。

町内に耕作者の〇〇さんのご家族が住んでおり、農作業する際、そちら町内のご家族宅に宿泊するということになっており、〇〇在住となっておりますが、矢巾町の農地は耕作可能と考えております。

以上でございます。

議長

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら、挙手願います。

《なしの声》

議長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論がありましたら、挙手を願います。

討論はありませんか。

《なしの声》

議長

それでは討論なしと認めます。

挙手による表決に入ります。

第1号農地法第3条の規定による所有権移転許申請に対する許否決定について、許可する旨に賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

はい、ありがとうございます。

挙手多数ですので、許可することに決めます。

では次に進めます。

日程第11、議案第2号農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許可決定についてを議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

事務局 << 議案第1号 朗読 >>

議長 補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 議案第2号につきまして補足説明させていただきます。
お手元の別添、農地法第3条調査書をご覧ください。
こちらにありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えます。
こちらの貸借につきましては経営移譲のために、〇〇さんである〇〇さんに使用貸借を入れるものとなっております。
以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。
質疑がありましたら挙手を願います。

藤原啓師委員 はい、議長。

議長 8番、藤原啓師委員。

藤原啓師委員 8番藤原ですが、この〇〇さんは自田〇〇a、自畑〇〇aとなりますが、今回の土地の表示は〇〇㎡であり、この部分だけ使用貸借権設定するものですか。それをお聞きしたいと思います。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、藤原啓師委員のご質問にお答えいたします。
今回は〇〇、〇〇㎡を貸借するものとなっております。
以上でございます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。
補足の説明をさせていただきます。
〇〇さんの農地につきまして、他の農地は全部、〇〇さん名義となっており、この部分だけ残っていたため、今回こういった申請があったものでございます。

議長 8番、藤原啓師委員。

藤原啓師委員 はい、わかりました。

議長 他に、質疑はございませんか。

川村良道委員 はい、議長。

議長 10番、川村良道委員。

川村良道委員 はい、10番川村です。
質問ですが、経営移譲のためということでありながら、期間が20年間と、決められておりますが、どのようなことでしょうか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 10番、川村良道委員の質問にお答えいたします。
今回は20年間で契約することになってはいますが、それ以降も継続予定となっております。
以上でございます。

議長 10番、川村良道委員。

川村良道委員 はい、ありがとうございます。

議長 その他、質疑はありませんか。

《なしの声》

議長 それでは、質疑なしと認めます。
 討論に入ります。
 討論がありましたら、挙手を願います。
 討論はございませんか。

 《なしの声》

議長 それでは、討論なしと認めます。
 それでは挙手により表決に入ります。
 議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

 《挙手多数》

議長 挙手多数ですので、許可することに決めます。
 次進みます。
 それではお諮りします。
 日程第12、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定については、転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。

 《異議なしの声》

議長 異議なしとのことですので、一括して議題といたします。
 日程第12、議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。
 議題について、事務局より、朗読させます。

事務局 《議案第3号、議案第4号、議案第5号 朗読》

議長 それでは、補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局

議案第3号、議案第4号、議案第5号につきまして、事務局より補足説明させていただきます。

まず、議案第3号につきまして補足説明させていただきます。

10ページの地図をご覧くださいと思います。

申請場所につきましては、役場〇〇kmに位置しております。

南側は町道〇〇線に隣接しております。

市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。

こちらは10ヘクタール以上の一団の農地となっておりますので、農地区分としては第1種農地となっております。

続きまして、議案4番の補足説明に移らせていただきます。

議案第4号につきまして11ページ、12ページ目の地図をご覧くださいと思います。

申請個所は、役場〇〇kmに位置しております。

西側は町道〇〇線に隣接しております。

市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。

農地が2筆となっております。

〇〇につきましては、10ヘクタール以上の一団の農地でございますので、第1種農地となっております。

その隣の〇〇につきましては〇〇から500m以内でございますので、上下水道管が埋設されている道路に隣接する農地でございますので、こちらにつきましては第3種農地となっております。

続きまして、議案第5号について補足説明させていただきます。

ページを1枚めくっていただきまして、申請位置、1、2となっております。

申請位置につきましては、役場〇〇kmに位置しております。

北東側に町道〇〇線が隣接しており、市街化調整区域内で、農地の中に宅地が点在しております。

こちらは、番号1-1、1-2共に農振農用地となっております。

こちらは隣りあった農地で砂利採取となっており、所有者が別のため、それぞれの申請書が提出されております。

以上でございます。

議長

はい、それでは、4月14日に農地転用現地調査を行った委員から調査結果を報告願います。

佐々木昭英委員

はい、議長。

事務局

1番、佐々木昭英委員。

佐々木昭英委員

はい、佐々木です。

それでは、現地調査委員4名が14日当日、現地に行って確実に確認してきました。

まず、議案第3号の〇〇さんの件は、昭和40年ごろから宅地として、農機具小屋と車庫及び庭となっており、これはやむを得ないとのことにより、調査委員4名もこれを適用外証明として判断しました。

次に、議案第4号の〇〇さんの件でございます。

これは家までの道路が、本当に狭いところですよ。

お父さんである〇〇さんが亡くなり、〇〇さんが後継者で農地を増やしたいということですよ。

序口が狭く、自分の所有の道路に面した田に居宅、農作業所を建設し農業をやりたいというその熱意が強く、調査委員4名も感じたところですよ。

農振地区ではなく、生産性の高い農地ではない。そして農家住宅の建築にあたり、市街化区域内に宅地等を所有していないことから、転用はやむを得ないと委員4名で判断しました。

そして、議案第5号でございますが、〇〇さん、〇〇さんの農地は砂利を採取するというので、確実に確認しました。当該農地は農振農用地であるが、砂利採取用地として一時転用で妥当であることから、砂利採取にあたり、隣接する水田の汚水への影響や、排水への土砂の堆積並びに農作業への支障、並びに土砂の道路への流出が懸念されることから、工事の施工にあたっては、万全の注意を払うように指示しました。

また、砂利採取作業にあたり、安全を決定するとともに、工事車両の安全運行について強く要望しました。

さらには、砂利採取完了後、きちんと現地確認をするということを確認してきました。

以上、現地調査の結果報告を終わります。

議長

はい、ご苦労様でした。

一緒に現地調査を行った委員の補足説明がありましたら、説明を許します。

中川和則委員

はい、議長。

議長

3番、中川和則委員。

中川和則委員

3番、中川です。

佐々木昭英委員さんが説明されたとおり、全ての議案に対して、確認を行い、指導徹底等を行ってきたところですよ。よろしくお願ひします。

議長

あとは補足説明はございませんか。

〈なしの声〉

議長 では、質疑に入ります。
 質疑がありましたら挙手を願います。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 1 2 番、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 1 2 番、佐藤です。質問いたします。
 議案第 5 号の 5 条の転用に、砂利採取ということが上がってきています。前回の
 総会するときにも申しあげておりました。
 確実に農地に戻し生産性が確保できるように、その条件を、どのように盛り込む
 のかということを確認させていただきたいこと。
 そして、今回の審査されてる業者さんのこれまでの砂利採取によって、その後の
 農地の復旧状況がどうであったのか参考までに教えていただければと思います。
 それからもう 1 点、今回の転用関係の内容につきまして、土地改良区に協議され
 たかと思えます。
 その協議された結果についても、併せて教えていただければと思います。
 以上です。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 佐藤委員のご質問にお答えいたします。
 まず、許可する際の条件でございますが、提出いただいている許可申請書に、条件
 として、前回お話がありました事業計画に従って事業の用に供すること、工事が完
 了するまでの間、1 年ごとに工事の進捗を報告することについて、基本的に申請書
 の方に記載されており、また一時転用の場合は、その期間終了後に確実に復旧す
 ることという条件も付した状態で許可がなされることとなっております。
 続きまして、鹿妻穴堰土地改良区との協議につきましてですが、一時転用や、農
 地転用の際は、鹿妻穴堰土地改良区から、意見書をもらうこととなっております。
 今回の案件につきましても、どちらもこの意見書が添付されており、意見として
 「農地転用に伴う措置等には協議が伴い、本土地改良区として差し支えない。次の
 誓約書を遵守し、履行すること」ということで意見書と、許可申請書とともに提出
 されておりますので、鹿妻穴堰土地改良区の意見も付いた農地転用届出となってお
 ります。

また、〇〇さんにつきましては、今回砂利採取する農地と隣接している農地で、現在も施工されております。担当者ともお話いたしましたし、以前に砂利採取し、現状復旧したところにつきましても、問題はなかったところでございます。以上でございます。

佐藤俊孝委員 はい、議長。

議長 はい、佐藤俊孝委員。

佐藤俊孝委員 はい、ありがとうございました。
重ねてお願いを申し上げますが、転用の許可をする際のその条件です。
それと土地改良区への協議の結果、これから補足内容にその部分を記入いただき、あまり疑義が生じないようにしてもらおうとスムーズな進行ができるのではないかなと思います。
以上、意見でございます。よろしく申し上げます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、貴重なご意見ありがとうございます。そのようにさせていただきます。

議長 そのほか、質疑ありますか。

《なしの声》

議長 それでは、質疑なしと認めます。
討論に入ります。
討論がありましたら、挙手を願います。
討論はございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。
それでは挙手による表決に入ります。
議案第3号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定については、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

続きまして、議案第4号農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

続きまして、議案第5号の農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長

挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。

それは次に進みます。

日程第16、議案第6号の農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

事務局

《議案第6号 朗読》

議長

それでは補足説明がありましたら、これを許します。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局。

事務局

補足説明させていただきます。

1番の案件につきましては、10年間の貸借でございまして10a当たり〇〇円、水利費につきましては、耕作者さんが負担する予定となっております。

番号2番につきましては、1年間の貸借期間となっております。

こちらは今回貸借する3筆の農地の他に1筆、砂利採取中の農地がございまして、1年だけ貸借をいたしまして、来年度、すべての貸借期間をそろえるために1年となっております。

また、10a当たり〇〇円で水利費は耕作者が負担することになっており、少し高い値段となっております。

こちらにつきましては、今までの耕作者が耕作できなくなったため、近くで耕作している〇〇さんにお声がけし、貸借が成立するものです。貸借の金額や水利費については、引き継いだ形となり同じ金額で貸借することで合意があり、このような内容となっております。

以上でございます。

議長 それでは質疑に入ります。
 質疑がありましたら、挙手を願います。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論がありましたら挙手を願います。
 討論はございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。
 それでは、挙手により表決に入ります。
 議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について妥当な計画であるとして、意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。
 続きまして、議案第7号の詳細説明員を入室させますので、休憩といたします。

藤原幸蔵委員 はい、議長。

議長 はい、6番、藤原幸蔵委員。

藤原幸蔵委員 はい、藤原です。次の議案は私に関係するものになりますので、退席の許可をお願いします。

議長 はい、藤原幸蔵委員の退席を許可します。

《休憩 10:50～》

《再開 10:51～》

議長

それでは再開をいたします。

日程第16、議案第7号、農地中間管理事業に伴う農地利用配分計画の策定に対する意見決定について、を議題といたします。

議題について事務局から朗読させます。なお、朗読は表題のみとします。

事務局

≪議案第7号 朗読≫

議長

この議題に関しまして、詳細説明は町産業観光課佐藤寿信係長にお願いしております。

佐藤寿信係長

はい、ただいま紹介いただきました、矢巾町役場産業観光課、農林振興係佐藤と申します。議案第7号について詳細説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

案件については、3つございまして、順番に説明をさせていただきます。

まずはじめに、番号1番でございます。

番号1番につきましては、再配分の手続きとなります。

現在の耕作者の〇〇が飛び地となっており、再配分の申し出がありましたので、計画案を作成したものととなります。

〇〇のほ場がある〇〇の人農地プランの中心経営体であり、優先順位検討表の中の配分理由では、地域内の話し合いによる中心経営体や適格団体への集積やその集積に協力するため、地域の担い手への再配分ということで、当該法人への再配分計画の案を作成したところであります。

続きまして、番号2の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、〇〇さんから〇〇さんへの再配分の手続きとなります。

現在の耕作者であります〇〇さんより、当該農地の耕作をやめるとの申し出がありましたので、再配分の計画案を作成したものととなっております。

優先順位検討表の中の配分に理由におきましては、優先順位検討表における比較検討の結果、〇〇さんに配分計画の案を作成しております。

本件につきましては、農地の出し手である〇〇さんから、事務局に事前相談があり、地元農業委員を通じて、受け手を探した経緯がございまして、〇〇さんへの配分計画などで作成しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、賃料についてですが、当該ほ場の状態が、それほど良い状態ではなく、なかなか耕作も厳しい状態もあるということで、既存の賃料よりも、安い賃料で受けて設定しているところであります。

続きまして番号3番につきましては、〇〇さんから〇〇さんの再配分の手続きとなります。

現在の耕作者である〇〇さんより、当該農地の耕作をやめるとの申し出がありましたので、再配分の計画案を作成したものとさせていただきます。

また〇〇さんは、対象ほ場がある〇〇地区の人農地プランの中心経営体であり、優先順位検討表の中の配分理由で、地域内の話し合いによる中心経営体や適格団体への集積やその集積に協力するための事由に該当し、地域の担い手の再配分ということで、配分計画の案を作成したところです。

以上説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

議長 はい、ありがとうございます。
それでは質疑に入ります。
質疑がありましたら挙手を願います。

《なしの声》

議長 中間管理事業は10年間の計画ですが、この案件は10年に満たない期間です。これはなぜでしょうか。

佐藤寿信係長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

1番から3番につきまして、期間の〇〇から〇〇までの計画となっております。

これは番号1番、2番ともに再配分となっており、契約当初は10年間でありましたが、期間途中から耕作者変更という形で、このような期間設定となっております。以上でございます。

議長 あと質疑はございませんか。

《なしの声》

議長 それでは、質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ありましたら、挙手をお願いします。

《なしの声》

議長 はい、討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。
議案第7号、農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画の策定に対する意見決定について妥当な計画であるとして、意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長 挙手多数ですので、妥当な計画であるとして意見することに決めます。
説明員の佐藤寿信係長が退席し、藤原幸蔵委員が着席するまで休憩といたします

《休憩 10:59～》

《再開 11:00～》

議長 それでは、再開をいたします。
日程第17、議案第8号矢巾町職員希望降格取扱規程を制定する訓令について、
を議題といたします。議題について、事務局から朗読させます。

事務局 《議案第8号 朗読》

議長 はい、補足説明を許します。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 今回のこの訓令の制定につきましては、職員の本人に対する希望を尊重し、降格
することにより、職員の心身の負担を軽減し、職員の職務に対する力の向上を図
り、もって組織の活性化を図ることとしております。

これはいわゆる働き方改革の一環として政府や民間の方でも取り入れているもの
ございまして、これは町長部局、教育委員会部局、選挙管理委員会部局、農業委
員会部局、それぞれ任命権者が連名にて制定するものでございます。

以上でございます。

議長 それでは、質疑に入ります。
質疑ありましたら挙手をお願いします。

藤原啓師委員 はい、議長。

議長 はい、8番、藤原啓師委員。

藤原啓師委員 はい、藤原です。これは農業委員会の部局のことですが、他の部局ではすでに制
定されていますか。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 8番、藤原啓師委員のご質問にお答えをいたします。この訓令につきましてはそれぞれの任命権が6月1日から施行するものでございます。
以上でございます。

議長 はい、藤原啓師委員。

藤原啓師委員 わかりました。
ありがとうございます。

議長 そうしますと、農業委員会の任命権者というのは、農業委員会会長となります

事務局 はい、そのとおりでございます。

議長 わかりました。
あとは質疑ございませんか。

《なしの声》

議長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。
討論がありましたら挙手を願います。
討論はございませんか。

《なしの声》

議長 討論なしと認めます。
それでは、挙手で表決に入ります。
議案第8号、矢巾町職員希望降格取扱規程を制定する訓令について、原案のとおり決する賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手多数》

議長 それでは挙手多数ですので、原案のとおり決します。
以上で議事を全て終了いたしましたので、総会は閉会といたします。
皆さま、大変ご苦勞様でございました。

《終了 11:04》